工事特記仕様書

１　工事番号 住施　第５号

２　工事名 高根（中層）団地 量水器取替工事

３　工事場所 多治見市　高根町3丁目１番地の１　地内

４　工事概要

(1)　 高根（中層）団地において、次のとおり工事するもの。

1. 量水器取替（保温材再使用、結線、調整含）1式
2. 集中検針盤取替（化粧板、調整含）　　　　1式
3. 処分費（詰込運搬含） 1式

（2）　建物概要は、次のとおり。

1. Ａ棟

・数量　　　共同住宅２５戸

・構造　　　RC造　地上４階

・建設年　　昭和60年

・延べ面積　1,534.32㎡

1. Ｂ棟

・数量　　　共同住宅２５戸

・構造　　　RC造　地上４階

・建設年　　昭和61年

・延べ面積　1,534.32㎡

５　特記事項

⑴　当該工事場所での作業着手の１カ月前に書面により、各棟の入居者へ工事の周知を行う。

　⑵　取替作業は、検針日の前後1週間を避けること。

⑶　取替後は、「取替日」、「室番号」及び「既存量水器の検針値」等の記録を直ちに作成し、取替日の翌日までに提出する。

６　一般事項

⑴　設計図書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による次に掲げる図書（以下「標準仕様書」という。）を適用する。

1. 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」
2. 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」
3. 「営繕工事写真撮影要領（最新版）」
4. その他関係法令等

⑵　全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の順番のとおりとし、監督員の承諾又はその指示による。

①　質問回答書　　　　④　工事設計書「参考数量」

②　特記仕様書　　　　⑤　標準仕様書

③　図面　　　　　　　⑥　公共規格及びこれに準ずる規格

⑶　設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議し、承諾又はその指示による。

⑷　官公署その他への関係機関への届出手続等について、当該工事に必要な諸届、諸手続きは遅滞なく受注者において行う。

７　建設副産物の処理及び処分

⑴　建設副産物の処理は、リサイクルを原則とし「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「再生資源の利用の促進に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」及び「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」の規定を厳守し、「建設廃棄物マニフェストシステム実施要綱」により適正に行う。

⑵　原則、三の倉センター及び大畑センターへの持込は行わない。

８　建築材料

当該工事に使用する材料は、設計図書に規定する同等のものとし、その品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に事前に提出する。また、設計図書に規定されていない材料は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている調達品目をできる限り使用するよう努める。

９　環境保全

当該工事に使用する建設機械は、低騒音、低振動、環境対策型建設機械を使用する。

10　動力用水費

当該工事に係る電力、水等の動力用水費は、受注者の負担とする。なお、施設又は敷地における電力及び水を使用する場合には、使用場所、使用期間、使用料の支払方法等について、施設管理者と十分協議し承諾を受けてから使用する。

11　安全確保

法令に基づく安全対策等を施し、事故防止に十分注意する。また、当該工事区域と施設利用者等の動線を仮囲等で完全に区画する。

12　作業日程等

作業日程は、施設管理者と協議し決定する。ただし、騒音の発生、及び大型車両による資材の搬入等、危険を伴う恐れのある作業は、施設管理者の事前に承諾した日時とする。

13　工事実績データ作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づく、入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、受注時は契約後１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、訂正時は適宜、登録期間に登録申請しなければならない。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなくてはならない。なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

14　妨害又は不当要求に対する通報義務

⑴　受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

⑵　受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

15　注意事項

受注者は、監督員と緊密な連絡を図り、十分な打合せのもと各作業に着手する。また、当該工事中に既存の構築物、道路等に損傷を与えた場合は、直ちに受注者の責任において復旧する。

以上